

保管された通知カードの受け取り

受け取り できる人	持参物
世帯主 世帯員	○本人確認書類 (①②のいずれか) ①運転免許証などの 顔写真付のものを1点 ②健康保険証、年金手帳、 通帳などを2点
代理人	○委任状 ○該当する世帯主または 世帯員の本人確認書類 ○代理人の本人確認書類

【日 時】 役場開庁日
8時30分～17時15分
※木曜日は19時まで受付
【場 所】 住民課 住民年金係



「通知カード」の保管について
マイナンバー「通知カード」
保管期間は3月31日まで

住民課 住民年金係 ☎65・33001

平成27年11月・12月から住民課で保管しているマイナンバー「通知カード」の保管期間は3月31日(木)までです。保管期間を過ぎた通知カードは廃棄処分します。

処分後の通知カードの発行には手数料が必要です。早めの受け取りをお願いします。

【住民課で保管している通知カード】

○郵便局からの簡易書留ご不在連絡票(マイナンバー専用)に記載してある保管期限が経過した人の通知カード、宛所に尋ね当たらなかった人の通知カードなど



子ども医療証
4月以降に使用できる
子ども医療証を送付します

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

平成28年4月以降に使用できる子ども医療証を、3月中旬に送付します。

【対象】 次の①②を満たす人

- ①平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれ
- ②有効期限が平成28年3月31日までの乳幼児医療証・子ども医療証を持っている

【新規申請】

桂川町子ども医療の対象で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください

【その他】

- 期限が平成28年3月31日以降となっている乳幼児医療証・子ども医療証は、その期限まで使用できます。期限が近くなった際に新しい子ども医療証を送付します
- 桂川町子ども医療の概要については下記をご覧ください



▲今回送付する子ども医療証。

桂川町子ども医療について

桂川町では、子どもの医療費について、次のとおり拡大して助成を行っています。

【小学校就学前の子ども医療 (乳幼児)】

対象期間	出生日から6歳に到達後最初の3月31日まで
対象要件	○医療保険に加入している ○生活保護法による保護を受けていない
自己負担額	自己負担なし

【小学校就学後の子ども医療】

対象期間	6歳に到達後最初の4月1日から15歳に到達後最初の3月31日まで
対象要件	○医療保険に加入している ○生活保護法による保護を受けていない ○重度障害者医療およびひとり親家庭等医療対象者でない
自己負担額	通院 … 600円/月 (上限) 入院 … 500円/日 (3,500円/月) ※通院は、9歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象

※6歳に到達後最初の4月1日からは、重度障害者医療・ひとり親家庭等医療が優先されます